

# 平成 1 8 年度第 6 回

## 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成 1 9 年 1 月 3 1 日（水曜日）

午後 1 時 3 0 分から午後 4 時 4 5 分まで

場 所：宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

平成18年度第6回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成19年1月31日（火） 午後1時30分から午後4時45分まで

場所：県庁4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 遠藤 勝彦 委員  
長田 洋子 委員 高橋千代恵 委員 徳永 幸之 委員  
沼倉 雅枝 委員 両角 和夫 委員 山本 信次 委員

司 会 只今から平成18年度第6回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

開会にあたりまして、小林企画部長より一言御挨拶を申し上げます。

企画部長 企画部長の小林でございます。ひとこと御挨拶を申し上げます。

本日は、各委員、大変お忙しいところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年度の公共事業評価の流れを振り返ってみますと、昨年10月に再評価対象の33事業を中心といたしまして、公共事業に対する貴重な御意見を答申として頂戴いたしました。いただいた答申を受けまして、県では、昨年11月に評価書を決定いたしました。

評価書は委員の皆様からいただいた御意見、御指摘につきまして、県としての考え方を整理し、これからの公共事業の執行に反映させるべく、今後の県としての取り組みを明らかにしたものであります。

本日は、この評価書の内容、そして、今年度と昨年度にいただいた部会意見に対する対応状況についても報告いたしますが、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、今後とも、公共事業の評価制度をより透明性の高い制度として定着するように努めて参りたいと考えております。

また、今回は平成19年度からの実施を目指し検討を進めております、公共事業の事前評価、事後評価についても御説明させていただくこととしております。これを導入することによりまして、公共事業の事前、事中、事後といったより一貫性のある事業評価制度の構築を図りたいと考えております。

本日は、今年度最後の部会となりますので、制度改善に対する御助言やこれまでの部会審議を総括いただくような御意見もいただければ幸いです。

簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。よろしく御願ひ申し上げます。

司 会 本日の会議には、森杉部会長をはじめ9人の委員に御出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。なお、加藤委員は所用により御欠席です。

また、県からは、只今、御挨拶を申し上げます小林企画部長の他、末長行政評価室長、そして、産業経済部、土木部の関係課長が出席しております。なお、

小林部長においては、所用のため途中で中座させていただきますので、御了承の方よろしくお願ひいたします。

これより会議に入りますが、御発言の際には、マイクスイッチをオンに、御発言後はオフにさせていただきますようお願ひいたします。

なお、本日の部会では、次第に記載のとおり、報告事項を2つ、審議事項を2つ準備しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより会議に入ります。森杉部会長よろしくお願ひいたします。

森杉部会長 いつものとおりですが、議事録署名の委員をお願ひします。今回は、高橋委員と徳永委員のお二人にお願ひいたします。

次に会議の公開についてですが、当会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願ひします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願ひします。

それではさっそく議事に入ります。次第3の報告です。(1)平成18年度公共事業再評価に係る評価の結果について、事務局から報告願ひます。

行政評価室長 それでは、事務局から御説明申し上げます。資料1と書いたものを使用します。なお、説明に当たりましては、部会の開催案内の通知文書に記載しておりましたが、評価結果を今日御持参いただきたいとお願ひしておりましたけれども、御持参いただいていない場合は事務局で準備しておりますので、お申し出いただければお届けします。

まず、資料1の11ページを御覧願ひます。部会から平成18年10月27日付けでいただいた答申を掲載しています。この中では、33事業について「事業継続」とした県の評価を妥当としたのは30事業であり、次ページになりますが、条件を付して妥当としたのが、「川内沢ダム建設事業」、「鮎川漁港 広域漁港整備事業」、「松岩漁港 広域漁港整備事業」の3事業でした。

次に、13ページになりますが、別紙として「事業の実施に関する意見」をいただいております。審議対象事業に関して3項目、今後の事業の実施に関して5項目、再評価の実施に関して1項目の御意見をいただきました。

これらを基に、1ページに戻りますが、県では「評価書」として、評価の結果をまとめておまして、4ページの6番がその結果になります。評価の結果、33のすべての事業について、「事業を継続する」としてあります。また、条件を付された3事業については、その対応方針を記しております。

この3事業については、部会意見への対応状況として資料を準備しておりますので、後ほど、事業担当課から報告することとしてあります。

また、「事業の実施に関する意見」への対応につきましては「審議対象事業」については3事業ほどありますが、これについても後ほど、事業担当課から対応状況について報告することとしてありますので、ここでは「今後の事業の実施」について各事業担当課から説明をいただきます。

はじめに、(1)ダム事業、そして、(2)港湾・漁港・海岸事業について、河川課長、お願ひします。

河川課 河川課長は今日所用により欠席しておりますので、技術補佐の久保田が御説明申し上げます。「今後の事業の実施に関する意見」ということで、資料1の3ページの2)の(1)ダム事業につきましては、「ダムの計画及びその施工に当たっては、変更部分における自然の復元など、環境保全に最大限配慮すること。」という御意見をいただきました。それに対しましては、5ページをお開きいただきたいのですが、今後の事業の実施につきましては、2)の(1)ダム事業のところになりますが、事業の実施に当たり、環境影響評価やこれに準じた環境調査等を行い、環境に及ぼす影響の内容や程度等を把握した上で、変更部分における自然の復元など、環境保全に最大限配慮いたします。

また、3ページ戻っていただきまして、(2)港湾・漁港・海岸事業等でございますが、これは各々の管理者がいる訳でございますが、海岸がつながっているということもあまして、河川課が代表して御意見とそれに対する対応方針を御説明いたします。意見としましては、「浚渫土砂の処理と海浜の擁護という県全体のシステムについて、検討すること。」ということございました。5ページをお開きいただいて、対応方針としては、広域的な海岸域全体の土砂管理の問題として、港湾・漁港・海岸の各管理者が調整・連携し、総合的な土砂管理システムの構築に向け、検討を進めて参ります。以上でございます。

行政評価室長 ありがとうございます。引き続き、街路事業について、都市計画課長、お願いします。

都市計画課長 3ページ目の(3)街路事業についてでございますが、「都市計画道路の整備計画作成に当たっては、整備目的の明確化と広域ネットワークでの交通流動変化を検討すること。」という指摘をいただいておりますが、6ページになりますが、私どもといたしましては、都市計画道路の整備計画作成に当たっては、地域の特性や課題に十分留意し整備目的を明確化するとともに、広域道路ネットワークにおける交通流動変化の予測など整備効果の把握に努める、ということ、31市町村で現在、都市計画道路を決定しております。そのいずれもがだいたい20年以上の経過をしておりますことから、全面的な見直しを今検討しております、その手始めといたしまして、来年度は仙塩広域都市計画区域におきまして、東部地域、特に塩釜、多賀城、七ヶ浜の地域で都市計画道路の全面的な見直し作業を行いながら、整備目的及び交通流動の把握に努めて参りたい。その後、県内全体に拡大させていきたいと考えております。以上でございます。

行政評価室長 ありがとうございます。次に、農業農村整備事業につきまして、農地整備課長、お願いします。

農地整備課長 3ページの(4)農業農村整備事業につきまして、「経営体育成基盤整備事業の事業効果を実現するため、なお一層ソフト対策を推進すること。」という御意見でございます。農業は特に高齢化と後継者不足が大きな課題となっております、経営体育成基盤整備事業は事業を契機として、農地集積化、経営の効率化を地域全体で考え、地域単位で足腰の強い担い手を確保するための取り組みを支援しております、今後さらに担い手、農地を集積し、経営規模の拡大を図ることによ

って、土地利用型作物の生産コストを削減するとともに、節減された労力を活用して、園芸作物の導入や定着を図っていくことが重要であると考えております。回答といたしましては6ページになりますが、経営体育成基盤整備事業については、事業効果の実現に向け、なお一層担い手への農地集積などのソフト対策を市町村等関係機関と共に推進していく、としております。以上でございます。

行政評価室長 ありがとうございます。続いて、水産基盤整備事業につきまして、漁港漁場整備課長、お願いします。

漁港漁場整備課長 水産基盤整備事業につきましては、4ページの(5)に「漁港整備事業と漁業振興対策の連携を密にして、事業の投資効果を上げるように努めること。」という御意見をいただきました。これに対する回答といたしましては、6ページの(5)に、漁港整備事業の施設整備がもたらす効果が十分に発現するように、人材の育成、水産物の品質・安全性の確保、沿岸漁業の資源管理と計画的な養殖生産等による漁業振興対策との連携に努めていく、こととしております。具体的には、魚市場におきまして、清浄海水施設の導入ですとか、荷捌所等には鳥獣進入防止ネットの設置によります衛生管理の向上、あるいは、人材育成につきましては、担い手育成のための漁業者研修、それから資源管理につきましては、保護区域の設定ですとか禁漁期間の設定、あるいは漁獲制限、それからマコガレイやヒラメの体長制限など、こういったことで対応します。

それから、計画的な養殖生産につきましては、持続的養殖生産確保による漁場利用計画を作成するというところでございます。以上でございます。

行政評価室長 ありがとうございます。次に6ページ、3)「今後の公共事業再評価の実施」につきましては、再評価時点において事業調整中の部分についても、将来の費用及び効果の変化が見込まれるものについては、可能な限り評価に含めるよう努めて参る、ことといたします。

なお、平成19年度予算への反映状況につきましては、2月上旬に確定し、公表することにしておりますので、その際には、各委員へも御報告させていただくことしております。評価書の説明は以上になります。

森杉部会長 はい、ありがとうございます。報告ですけれど、御質問あるいは要望でもどうぞ。

沼倉委員 今回の御説明の中で、5番目の水産基盤整備事業については具体的なアクションプランの説明があつたのですが、できれば(1)～(4)についてもアクションプランを具体的に御説明いただければと思います。

河川課 では、順番に御説明いたします。ダム事業については、やはり自然環境に与えるが大きいものがございますことから、各々のダムを計画する時点、あと現場に着手する時点で、環境影響の評価書をその時点で把握しまして、最大限配慮していきたいと思っております。

また、港湾・漁港・海岸事業につきましては、海という大きなメカニズムの中

で土砂が動いてるということもございますので、まずは各管理者でワーキングを作りまして、これから検討を進めて参りたいと思っております。以上です。

都市計画課長 (3) 街路事業につきましては、先ほども申し上げましたが、31の市町村で計画道路が決定されております。そのいずれもが都市計画決定後20年が経過しているということがございますので、それについての見直し作業を進めております。今年度は既に岩沼市が全面的な見直しを行っております。手続にこれから入ります。仙台市、栗原市、登米市においても作業中ということで、先ほど私の方から申し上げました、今年度再評価の対象となりました北浜沢乙線を含みます塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町の4市町については来年度、パーソントリップ調査の結果を活用しながら、都市計画道路全体の見直しと整備計画を策定していきたい。その後、それ以外の市町村ございますが、順次展開をしていくということで、その後の計画についてはまだ未定です。

農地整備課長 農業農村整備事業でございますが、これまでの地区も農地集積指導センターとか農地集積アドバイザー等を活用しまして、農地の集積につきましてはかなり力を入れて実施しております。それにつきましては、引き続き力を入れていきたいと思っております。実は先ほどちょっと触れましたけれども、園芸作物の導入等をJAとか県の営農担当部門ともう少し連携を図っていきたいと考えています。

沼倉委員 わかりました。我々の意見で、こういうことをやって欲しいと言ったときに、回答とすると、「何とかに努める」というよりも、具体的なアクションプランの御提示をいただいた方が、より一層分かると思っておりますので、これからの討議の中でも是非そのような説明をお願いしたいと思います。

漁港漁場整備課長 先ほど海岸事業について河川課から説明がありましたが、漁港関係について補足をさせていただきます。浚渫土の処理につきましては、漁港事業とか他事業の用地埋立などで有効な利用をしております。特に県南部での漁港事業で発生する砂につきましては、国土交通省が施工しておりますヘッドランドの養浜に利用することで調整しております。

徳永委員 ちょっと表現上の問題だけなんですけど、最後の「今後の公共事業再評価の実施について」ですが、最後に「可能な限り」と「努める」と努力規程が二重に書いてあるのですが、「可能な限り」と言っているのであれば「含める」と言い切っただいて結構なのではないかと思うのですが。

行政評価室長 これは日本語上の問題ですが、答申の御意見に沿った内容で県としては対応しますということですので御理解をお願いいたします。

森杉部会長 いいことにしましょう。

先ほどの話で、特に農業関係ですけど、来年度の案件の大部分がほ場整備なんですね。どこかで先ほどのような今後考えておられるソフト対策を含めた農業政策というもののお話を、昔伺ったのかもしれませんが、もう少し具体的にお話を

聞く場をつくることを事務局の方でも御検討いただきたいと思います。どこかでつくと非常に事業がよく見えますので、そういう場をつくっていただくことを検討をお願いします。

それでは、御報告を以上で終わります。よろしいですね。それでは2番目の案件にまいります。次は公共事業評価部会意見に対する対応状況になります。これは毎年同じことですが、再評価の実施年度と翌年度に答申において意見を付した事業について、県よりその対応状況について報告いただいております。資料2にありますように、平成17年度と平成18年度の報告の2つがあります。また平成16年度の再評価事業で対応方針に変更があった事業もありますので、これも御報告いただきます。報告は年度毎にお願いします。はじめに18年度から、県から御説明をお一人3分程でお願いします。

河川課 資料2の1の川内沢ダム建設事業でございます。答申及び部会意見としましては、条件を付して継続妥当ということでございます。条件の文章が長いので割愛させていただきますが、(1)では流域委員会で検討していただいて、河川整備計画を策定すること。(2)で、流域委員会での検討状況を公共事業評価部会へ報告すること、となっております。評価結果につきましては、事業継続ということでございます。現在の対応状況ですが、公共事業評価部会の意見を踏まえ、現在、川内沢ダムを含む増田川の河川整備計画について検討を進めるとともに、河川整備計画について学識者や地域住民等から意見を聴くための第1回懇談会を、平成19年3月に開催する予定でございます。現在、その委員等を人選中でございます。なお、懇談会での検討状況につきましては、公共事業評価部会に開催毎に報告することとしたいと思っております。

港湾課 2ページをお開き願います。石巻港における港湾環境整備事業(廃棄物埋立護岸)につきましては、本事業の前面に計画されております国の直轄事業である-12m岸壁との事業調整によりコスト縮減を検討すること、との意見をいただいております。評価結果としては、事業の再開に当たっては直轄事業と事業調整を図りコスト縮減に努める、という内容で継続の評価結果としております。意見に対する対応状況としましては、廃棄物護岸前面の国の直轄事業であります-12m岸壁につきましては、現段階では事業化の予定が立っていないために、具体的な調整は行っていないのが現状でございます。今後は直轄事業と事業調整によりまして、コスト縮減は図っていきたいと考えております。

漁港漁場整備課長 3ページを御覧ください。鮎川漁港広域漁港整備事業につきましては、条件を付して継続妥当との答申をいただいております。その際には、南防波堤の整備については、避難港としての位置付けの再検討も含め、国、地元関係者との事業調整を十分に行い、整備計画を再検討すること。また、整備計画が確定した段階で、公共事業評価部会へ検討結果を報告すること、の2つの条件を付されております。評価結果といたしましては、南防波堤の整備については、国・地元関係者との事業調整を行って整備計画を再検討する。また、整備計画が確定した段階で、検討結果を公共事業評価部会へ報告することとしております。現在の対応状況としましては、国・地元関係者との事業調整を図り、整備計画の再検討を行っ

ております。また、今後、事業調整や整備計画の再検討が順調に進み、平成19年度内に検討結果が発表される場合も想定されますので、その際に効率的な事業の促進を確保するため、南防波堤の測量設計費として平成19年度予算2千万円を計上しております。

次に4ページ、松岩漁港広域漁港整備事業につきましては、条件を付して継続妥当との答申をいただいております。その際に、道路橋及び関連する臨港道路の整備については地域生活を支える道路としての効果も考慮し、漁港と主要地方道気仙沼唐桑線とのアクセス道路も含めて、気仙沼市と十分に事業調整を行い、整備計画を再検討すること。整備計画が確定した段階で、公共事業評価部会へ検討結果を報告すること、の2つの条件を付されております。評価結果といたしましては、道路橋及び関連する臨港道路の整備につきましては、気仙沼市との事業調整を図り、整備計画の再検討を行っていくこととし、整備計画が確定した段階で、検討結果を公共事業評価部会へ報告することとしております。現在の対応状況といたしましては、市道の改良計画について検討していただくよう気仙沼市と平成19年1月に第1回目の事業調整を実施しているところでございます。なお、平成19年につきましては、係留施設整備の促進を図ることとしており、A護岸、延長120mとして、1億円を予算計上しております。

次に5ページ、福貴浦漁港広域漁港整備事業につきましては、継続妥当との答申をいただいております。その際に、東防波堤の延伸施工にあたっては、港内静穏度向上の効果を十分に検証した上で実施することとの意見をいただいております。評価結果といたしましては、東防波堤の整備につきましては事業効果を十分に検証し、効率的・効果的な事業の推進をしていくこととしております。現在の対応状況としましては、港内静穏度の確保に必要な東防波堤の必要延長が当初計画の10mでは不足していることが判明しましたので、事業効果が十分に発現される整備を行うため、事業計画の変更を視野に検証作業を進めているところでございます。なお、平成19年度につきましては、係留施設整備の促進を図ることとしており、-2.0m物揚場の改良、延長60m及び用地護岸の延長75mの整備費としまして、1億7千5百万円の予算計上をしております。

次に6ページの閑上漁港広域漁港整備事業についてですが、継続妥当との答申をいただいております。その際に、閑上漁港の主要水産物であるアカガイに関連し、アカガイ等の漁獲量減少の要因として言われている貧酸素水の原因究明に努めることと意見をいただいております。評価結果といたしましては、仙台湾の水環境健康診断事業を実施し、貧酸素水発生と汚染負荷源との関連性を検討することとしております。現在の対応状況でございますが、仙台湾の水環境健康診断事業につきましては、平成18年度より事業着手してありまして、宮城県水産研究開発センターを中心に、底生生物の出現状況・底質分布状況調査やカレイやヒラメなどの着底稚仔魚調査を実施しております。今後数年間の継続調査を実施し、平成21年度を目途に貧酸素水分布状況とその生成要因を解明し、漁獲量減少に歯止めをかけ、増産の糸口を探ることとしております。漁港関係は以上です。

森杉部会長      ありがとうございます。以上で18年度に再評価を実施した事業についての対応状況を御説明いただきました。ここまでで、御質問、御意見ありますか。



田中副部長 最初の川内沢ダムの件ですが、ここにありますように懇談会を設置してその検討状況を公共事業評価部に報告するという話ですが、一方向の情報の流れのように読めます。是非とも双方向に情報が行き交う、そういうものが必要だろうと思います。特にこの件については公共事業評価部の方で先行しているいろいろな厳しい意見もいただいているので、それを有効に反映していただいて、双方向の情報交換が必要だろうと思っております。

河川課 この流域委員会、今のところは懇談会という形で開催を予定しておりますが、河川法でも広く意見を聴くこととなっております。その手法としてPI、パブリック・インボルブメントの手法を加えてより充実したものとしていきたいと思っております。また、今、田中委員からお話ありましたとおり、流域委員会とこの公共事業評価部との間の連携を十分に取ながら、中身を充実させていきたいと思っております。以上でございます。

沼倉委員 この3月に予定されている第1回の懇談会の時には、代替案との比較の資料の提示の準備というものは既に終わっているのでしょうか。

河川課 この河川整備計画につきましては、おおよそ5回の懇談会の開催を予定しております。最後が今年の11月頃を予定しております。第1回は、各委員の最初の会合になりますので、流域の概況とか現地の視察とか、まず地域の状況を知っていただくということで、第2回以降でそういった治水対策の方策とかをいろいろ御提案申し上げたいと思っております。

沼倉委員 代替案の見積もりを行うのに、相当の労力と時間を要すると思っておりますので、十分な準備をなさって資料の提出を流域委員会へということを重ねてお願いしたいと思っております。

河川課 了解しました。

徳永委員 5ページの福貴浦漁港ですが、私の記憶だと東防波堤というのは本当にいるのかいないのか、ちゃんと再検討してくださいということだったと思うのですが、今の説明だと効果が足りないから伸ばしますよと言っているようでした。そうであれば事業費が増えれば、B/Cが1を割る場合があるのではという加藤委員からの御意見も出ておりましたので、その辺がどうなのかということがちょっと分からないのですが。

漁港漁場整備課長 後半部分がちょっと聞き取り難かったのですが、当初計画でどうかということで静穏度の計算をした結果、10mでは不足している、15m必要であるということが判明しましたので、効果を発現させるためには最低限15m必要であるということで今、作業を進めております。

徳永委員 評価書を今持っていないので確かではないのですが、B/Cが低かったのもそういう心配をされたのではないかと思うのです。そうすると事業費が増えること

によってB/Cが1を割るという事態になってしまっているのではないかという懸念があるのですが、その辺はチェックされているのでしょうか。

漁港漁場整備課長 B/Cの検討はしておりまして、15mに伸びても1.0以上になる検証はしています。

森杉部会長 確かに資料見ますと、B/Cは1.23となっていますので、確かにそんなに高くはないですね。

結果的には、最初の予想よりも逆に工事費を掛けねばならないという状況になっているということです。最初の予想と変わってきたのですが、投資効率も一応あるということです。よろしいですね。

徳永委員 ちょっとよろしいですか。この資料で1.23なんですよ。この1ページ目を見ると東防波堤は10mのままになっているのですが、これが15mに変更になるのですね。

漁港漁場整備課長 10mが15mに変更になる予定でございます。

森杉部会長 そうすると、B/Cの値はいくらになったのですか。

漁港漁場整備課長 今、正確な数字は持ってありませんが、1.0以上になります。

森杉部会長 ちょっと気になりますね。透明性の観点で。

漁港漁場整備課長 資料をちょっと確認させていただきたいと思います。

森杉部会長 わかりました。では後から取り上げたいと思います。一旦、ここはこれで終わりたいと思います。よろしいですか。

森杉部会長 では、ありがとうございました。

それでは、次は17年度に評価した事業についての対応状況についてお願いします。

河川課 7ページをお開きいただきたいと思います。小田川統合河川整備（総合流域防災）事業でございます。答申及び部会の意見としましては、継続妥当ということでございます。ただし、橋梁架け替えに関しては、農地整備計画などの社会情勢の変化に対応して、橋梁の統廃合も含め検討する場を設けるとともに、住民に十分説明することとなっております。評価結果については事業継続ということで、事業区間内で予定されている経営体育成基盤整備事業と十分整合を図るとともに、道路管理者である角田市、利用者である地域住民と協議しながら橋梁架け替え（統廃合）を進めていくということでございます。現在の対応状況でございますけれども、18年度から事業が始まりまして、今年度は測量設計業務と築堤工事を行っております。今年度、700m区間の測量設計を実施しまして、年度内に事業

説明会の開催を予定していることから、河川計画及び市道橋梁の架替につきましては、道路管理者及び地域住民の意見を聞きながら位置等を決定する予定でございます。なお、橋梁の統廃合については昨年度、道路管理者である角田市と調整を行いまして、第1期区間として設定しております小田川水門から広域農道までの区間ですが、ここにある6橋を3橋に統廃合することとしております。

道路課長 国道113号館矢間道路改良事業について御説明申し上げます。8ページを御覧願います。評価部会からの意見といたしまして、事業完了後も供用される現在の丸森橋については、通行規制の検討を含む適切な維持管理に努めることという意見をいただいております。平成18年度は3億7千万円の予算を措置してございまして、この河川を渡る橋梁の下部工工事と道路改良工事を実施中でございます。現在の進捗状況でございますが、18年度末には約49パーセント見込んでおります。このように現在は取得形成中というふうな事業でございます。このようなことから、現在の対応状況につきましては、バイパス開通後に現在の丸森橋の交通量の変化を見極めた上で、通行規制、具体的には重量制限や交通誘導の対策などを考えておりますが、こういったものの検討を行いながら、地元丸森町また公安委員会と十分調整をしながら適切な維持管理に努めて参りたいと考えてございます。

農地整備課長 9ページを御覧いただきます。かんがい排水事業牛橋地区でございます。評価部会の意見といたしまして、1点目として、栽培面積の増加が計画されているイチゴ栽培について、作付体系等に基づいた営農収益が上がるよう営農活動の適切な指導に努めること。2点目として、受益地区には町事業として計画されている公共下水道事業と重複する区域があるので、コスト縮減に向けた町との事業間の連携や調整を引き続き進めること、でございます。評価結果でございますが、事業の進捗にあわせて、イチゴ栽培による収益が上がるよう関係機関と連携し営農活動の適切な指導に努める。また、受益地には山元町が計画している公共下水道事業と重複する区域があるので、コスト縮減に向けた事業間の連携や調整を引き続き進めていく、というふうにしております。現在の対応状況でございますが、イチゴ栽培の営農指導に関しては、JA等が中心となり後継者研修会や栽培講習会を開催するなど生産拡大に向けた基礎的な取組みを実施した。18年度については、県で新しく出している「もういっこ」という品種の栽培講習会を実施してございます。今後とも関係機関と連携し適切な営農活動の指導に努めることとしております。また、生産組織等と連携のもと地域住民に対して事業とイチゴ生産への理解を深めてもらうための広報活動も行っております。資料に写真を掲載しておりますが、水路敷を利用しまして、地元の土地改良区やJAの生産組織等が入りまして、イチゴを植えて理解を深めるという事業でございます。なお、昨年9月下旬と10月上旬の2度の低気圧によりイチゴ作付地等が多大な冠水被害を被ったことから、事業の早期完成が切望されております。

2点目としまして、町の公共下水道事業による雨水処理対策は早くても平成23年度以降となる見込みでございますが、今後、町の雨水処理計画の取りまとめ時期にあわせて、コスト縮減に向けた事業間の連携や調整について引き続き進めていくこととしております。事業の実施状況は18年度までで事業費ベースで3

5パーセントでございます。19年度はポンプ設備を設置するということになって  
います。

森杉部会長     ありがとうございました。17年度につきまして3つの事業について対応状況  
について御説明いただきました。御質問、御意見等お願いいたします。

沼倉委員     かんがい事業の牛橋地区では、いちごの作付面積は結果増えましたか。

農地整備課長    まだ増えたといったことにはなっておりません。

沼倉委員     それでは、事業計画で予定されている作付面積の予想値は正しいとお思いです  
か。それとも縮小する可能性がございますか。

農地整備課長    現在、それに向けて努力しているという状況でございます。

沼倉委員     いろいろ努力されて、もし増えないような状況であれば、当初の計画が、見通  
しと違うということになると考えられと思いますので、その時に応じて適切な御  
判断が必要かと思えます。

農地整備課長    わかりました。

森杉部会長     適宜モニタリングの程、よろしく申し上げます。

それから、他にどうぞ。よろしいですか。

それでは、17年度の分についてはこれで終わります。最後ですが、16年度  
の分につきまして、大沢川防災砂防事業についての御説明申し上げます。

防災砂防課     大沢川防災砂防事業について御説明申し上げます。平成16年度の公共事業評  
価部会におきまして、町道改良が再開するまで事業を休止することという意見を  
いただきました。評価結果として、本事業は町道7号浅生原線道路改良事業との  
調整が必要なため、一定期間事業を中止するが、山元町と事業スケジュールを調  
整し、より効率的・効果的な事業の実施計画を策定して工事を再開することとし  
ております。現在の対応状況でございますが、評価結果に基づき、町道改良工事  
が再開される調整が図られるまでということで、平成16年度から18年度まで  
事業を休止しておりました。その間、町と調整を図っておりましたところ、平成  
17年度から山元町が道路改良工事に着手しております。またこの間、昨年9月  
26日～27日及び10月6日～7日に山元町、巨理町が大変な豪雨に見舞われまし  
た。その時に一部道路が被災し、また、溪岸の護岸が二箇所ほど被災を受けると  
いう災害に遭いまして、その結果、事業再開の緊急性が高まっているというこ  
とで、平成19年度に再開に向けて調整し、調整が整ったということで、今回、こ  
の部会で御意見をいただきたいということでございます。

現在、平成7年度から事業着手しておりまして、負担事業費が1億円ちょっと、  
護岸工が553mありますけれども、残事業として8割ほど、420mほど残っ  
ております。町道につきましては1kmほど計画ございますけれども、この内の

300mほど事業が完了しております。概成年度は16年度当初では23年度を目標としておりましたけれども、前倒ししまして22年度まで、町道につきましても17年度から着手して21年もしくは同時に22年まで完了するというところで取り組んでおります。

森杉部会長     ありがとうございました。この件について、御意見ございませんか。よろしいですか

それでは、ありがとうございました。休憩の前に先ほどの漁港の件は報告できますか。

漁港漁場整備課長   もう少し待っていただけませんか。概算は出るのですが、それよりしければ説明したいと思います。

森杉部会長     いくらくらいですか。それから、今、資料あるのですか。出てくる資料は自動的にホームページ等で公表になります。ですから基本的に公表するような格好になりますけれど。

漁港漁場整備課長   今、資料取りに行っていますので。

森杉部会長     それでは待ちます。後からもう一度この議題については戻ります。他の件は全部報告いただきました。10分間、休憩を取ります。

(休憩)

森杉部会長     それでは、再開いたします。まずは、先ほどの漁港の件につきまして、当面の取扱いですが、相談した結果、積算がまだちゃんとできてないという状況ですので、しかも今年はこの東防波堤に着手する訳ではございませんので、来年またこういう会議がございますので、その段階で報告いただくという処理にして、今年度は終わらせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「結構です。」の声あり)

森杉部会長     そういうことで、ありがとうございました。

それでは、審議事項に入ります。1番、行政評価制度の改正案につきまして、これは資料3を御覧ください。これは知事から行政評価委員長あてに諮問されている案件です。今回の改正案では大規模事業評価、ご存じとは思いますが、大きな事業について、事前評価をしております。それから公共事業再評価、これは我々が今分担している部分です。それから事業箇所評価、これは別途に事業箇所毎にやっているようです。それぞれ3つの評価について改正をすることとしております。行政評価委員会条例と運営規程によりまして、ここでは公共事業再評価に関する部分の審議を行うこととなります。部会で審議をして、その後、行政評価委員会の方に意見具申することとなります。

この改正案の内容について、事務局の方から説明いただきまして、その後に審

議を行います。それでは、室長お願いします。

行政評価室長 それでは、今、部会長の方から御説明がありましたけれども、再度、御説明いたします。

1月25日付けで知事から行政評価委員長あてに諮問しております。内容的には事業評価制度の改正になります。これにつきましては、行政評価委員会条例及び運営規程上、各部会については、所管する評価制度について、本部会ですと公共事業再評価に関する部分については、本部会において調査審議することになります。その結果について、行政評価委員会へ意見具申していただいて、行政評価委員会で最終的に答申案を決定していただくという流れになっております。

それでは、公共事業再評価に係る制度の改正について、資料4をもとに説明いたします。昨年度最後のこの部会におきまして、平成16年度からの事後評価の試行と平行して、県では公共事業に関する評価制度全体の改正について、庁内にワーキンググループを設置して検討中であることを報告しておりました。今年度のワーキンググループにつきましては、11回ほど開催しており、また、昨年の11月22日に開催したワーキンググループでは、お忙しい中、森杉部会長、田中副部会長、徳永委員に助言者として御参加いただき、いろいろと御指導をいただいたところです。

今回お示しする改正案につきましては、これまで検討してきた結果であります。それでは具体的な改正案について、資料4の2ページと3ページを見比べながら御覧ください。

今回の改正の目的は公共事業に係る一貫性ある評価体系、つまり、事前、事中、事後評価を構築することであり、そのため4つの改正点を考えております。まず一つが、事業箇所評価制度の拡充ということです。なお、事業箇所評価については、本部会に諮問しておりませんので御案内でないと思いますが、事業箇所評価は、翌年度以降3箇年に施工予定の事業箇所毎に、評価基準に基づいて優先度を付けます。それを予算にどのように反映させたかということを反映状況説明書として公表しております。その際には、優先度が高いのに予算を付けなかった、また逆に、優先度が低くて予算計上した事業箇所については、その理由も公表しております。

この事業箇所評価制度の拡充の内容は、新規事業箇所調書を新設して、公共事業再評価、後ほど説明する事後評価と併せまして、事前、事中、事後の体系が構築することになります。

二番目の再評価制度の拡充につきましては、事後評価的機能を新設するという事で、内容的には、事業完了後2年度目以内に事業完了報告書を作成し、事業の成果を検証することになります。

また今回の諮問には入っておりませんが、2次事後評価の試行については、引き続き継続していきます。さらにこれも諮問には入っておりませんが、公共事業評価マニュアルを作成することとしております。以上の4つが改正の柱になります。

次に資料3について御説明します。今回の改善は事業評価制度全体について見直ししており、公共事業再評価にも関係しますので、大規模事業評価も含めて説明をいたします。

1つ目として、大規模事業評価関係につきましては、公共事業と施設整備事業の定義・範囲を明確化します。大規模事業評価、公共事業再評価、事業箇所評価の評価対象となる公共事業の定義については、同じような取り扱いとするために規則を改正します。2つ目として、事業再評価要件の追加、それから3つ目として、計画評価の変更に関する規定の新設、それから4つ目として、評価事業完了報告書の新設になります。

公共事業再評価関係につきましては、対象除外範囲の新設、部会意見対応状況報告書の新設、評価事業完了報告書の新設になります。

事業箇所評価関係につきましては、新規事業箇所調書の新設及び対象除外範囲の変更になります。

2ページの表を御覧ください。また、3ページ、4ページ目に改正の概要と規則の改正案が記載されていますので、併せて御覧ください。

につきましては、現在の規則等には一部不明確な部分があるので明確化したということです。公共事業の定義、施設整備事業の定義につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業のうち、土木部及び農林水産部の所管する事業という規定をいたしました。ただし、括弧書きで箱物は除くということにしております。それ以外の事業は施設整備事業という整理をしました。ここで農林水産部について説明しますが、今はまだないのですが、県の行政条例が改正になりまして、19年4月1日以降、今の産業経済部が2つに分割になり、農林水産部となりますので、予めこのような形で載せてあります。

の事業再評価要件の追加のところですが、現行の規程上、大規模事業評価に掛けた案件は、事業着手から事業着工まで5箇年以上掛かるものについては再評価とする規程はありますが、事業評価を受けてから事業着手まで5箇年という部分が規程に入っておりませんでしたので、今回規定することとしました。

の再計画評価の新設につきましては、大規模事業評価を受けてから事業着手までの間に、著しい内容変更があった場合に再評価を受けなさいという規程としました。これについては、計画評価を行った後に事業着手までの間に、計画評価に係る次条第1項に掲げる項目の概要に著しい変更が生じた場合は、再度、計画評価を行うものとする、としました。

につきましては、評価事業完了報告書の新設です。今回の制度改正では、大規模事業評価、公共事業再評価とも事後評価の要素を含んだ事業完了報告書を制度化しています。

以上が大規模事業評価に係る制度改正部分です。次に公共事業再評価に係る規程の改正です。

の対象除外範囲の新設につきましては、公共事業再評価と事業箇所評価は要領が別立てであったことからそれぞれ公共事業の範囲が異なっておりましたので、対象除外範囲を統一しております。

の部会意見対応状況報告書の新設につきましては、過年度から継続して実施している、評価翌年度の部会への部会意見対応状況報告を、要領に実施の根拠を明確化しております。

の評価事業完了報告書の新設につきましては、公共事業に係る一貫性ある評価体系構築の観点から、再評価を行った事業について、事業完了後2年度以

内に評価事業完了報告書を作成し，部会に提出することにより，公共事業に係る事後評価的機能を新設するものであります。

それから，事業箇所評価に係る内容につきましては，先ほどお話ししたように，新規事業箇所調書を新設したことと，従前，事業実施予定箇所が1箇所である事業は箇所評価から外しておりましたが，これを除外しますと1箇所しかない事業については新規事業箇所調書の作成ができなくなりますので，今回これを箇所評価の対象に含めることとしました。

以上の8項目が制度改正の内容でございますが，本日御審議いただきますのは，～の公共事業再評価に係る部分と～の事業箇所評価に係る部分の4点になりますので，よろしくお願いたします。

森杉部会長 ありがとうございます。資料3の4ページに限定して御審議いただければいいのだと思いますが，1番目は公共事業再評価の範囲から災害復旧と維持管理を除外することにしたこと。2番目は今日の様な部会意見対応状況報告書の作成を要領に明記したということ。3番目は再評価をやった事業については，完了した時に完了報告書を提出するという形にしたこと。この3つが今回改正したいという意見であります。これでよろしいですね。室長，間違いないですね。ということですが，いかがですか。

長田委員 基本的なことをお伺いしたいのですが，私たちの頭の中だと，公共事業の中に大規模の事業があって，中規模の事業があって，小規模の事業があってというイメージを持っている訳なんです，これを見ると大規模事業評価というのは100億円以上の公共事業とか，30億円以上の施設整備事業なのかなということはあるのですが，その分け方の意味がちょっと解りません。大規模事業評価と公共事業再評価と何で分けているのかなということがわかりません。公共事業の中で大規模なものとか小規模なものというものがあるというのが，かなり一般的な概念なんです。この分け方をちょっと教えていただけますか。

行政評価室長 元々は制度設計上，大規模事業評価に関しては，事業構想段階での評価なのです。県としてこの事業を進めていかどうかという部分に関して，大規模事業評価部会に諮問して答申をいただく。公共事業再評価については，事業構想段階ではなく，事業着手後どうなるのかということなので，元々は評価をする案件が別立てになっています。大規模については，あくまでも公共事業ですと100億円，箱物の施設整備事業ですと30億円以上の事業構想段階，一番最初のスタートラインで県としてこの事業を進めていかどうかという部分に関して，行政評価委員会から御意見を頂戴するという形になります。

長田委員 では，その30億円以下，100億円以下の事業に関してはどうなんですか。

行政評価室長 それについては，意見をいただくという制度にはなっていません。

森杉部会長 そのところは，100億円以下の公共事業は，元々事業箇所評価という格好



で、県の方で評価をやっている訳です。この部分は行政評価委員会には掛かってきません。しかし、今回の改正案では、委員会には掛けないけれど調書を作って公表することにしますということです。当面、この部会では箇所評価の作業はなくていいということです。

沼倉委員 この部会でやる範囲は変更がないという理解でいいですか。対象事業というか対象の要件です。

行政評価室長 今までやってきた内容と範囲については変更ありません。規則上、明確化をしたという部分が今回の改正点です。今までやってきた実務の取扱いに規程を合わせたという形になります。簡単に言えばそういうことです。先ほど言ったように、公共事業の対象を土木部と農林水産部の事業ということに規定しましたが、今までのこの制度が始まって以来、元々、農政部、水産林業部、土木部という括り方で公共事業の監視委員会がスタートしましたので、そういう意味からすれば一番最初の評価がスタートした時から見ると、今回の土木部、農林水産部の所管事業という括り方が一番、現実的取扱いにマッチングしているのかなという部分があったので、今回このような整理をしたということです。

田中副部長 この部会意見対応状況報告書の改正規定を見ると、再評価を行った翌年度にやるということです。先ほども今年度に審議したものについて対応状況報告が報告されていましたが、こちら記憶が非常にフレッシュなので、こんなことがあったんだなと覚えています。直ぐに報告できるものについては翌年度まで待たなくても、先ほどの事例みたいにやっていただくと、いろいろな対応が選択できるように思います。この辺の考え方はいかがでしょうか。

行政評価室 先ほどは今年分も報告しましたが、今年分というのは、10月時点の対応方針が翌年の2月時点でどう変わったかというだけの対応状況になってしまいますので、評価書に書いてある対応方針と、先ほどの報告のとおり中身にあまり変わらないということになります。

田中副部長 案件によってはそういうものもあるのでしょうか。

行政評価室 そのような案件の方が多いと思っていて、今回この対応状況報告を明確に位置づけるにあたって、1年後にしっかりやりましょうということではどうかという考えでこの提案としています。対応方針と対応状況がその年ではダブってしまうのではないかと考えました。

山本委員 4ページの 番の評価事業完了報告書の出た後のその後の取扱いについてお聞きします。事業が全部終わって、2年後に完了報告書が出ました、部会としては受け取りました、ありがとうございました、ではあまり意味がないと思うので、一体それが出た後というのは、部会としてはどのように受け止めて対応するのか。

行政評価室 そもそもこの制度導入案の考えの始まりは、事後評価を始めるということが

ら始まりました。2年間試行いたしまして、きちんとした事後評価調書を作りまして、部会でいろいろ御意見もいただきましたが、なかなかその作業自体が県にとって財源的にも手間的にも負担になるということで、今回の評価事業完了報告書は1次事後評価と括弧書きで書いておきましたけれども、事後評価の暫定版ということでやらせていただけないかというのが、今回の提案です。この完了報告書についても、この部会の場で御報告いたしますので、それイコール、ホームページでの公表ともなりますので、恐らくこの完了報告に対して委員の皆様からいろいろな御意見をいただくと思いますが、県としては明文化していませんが、その意見に対しては責任を持って対応していく義務があると考えております。

森杉部会長 田中先生の御意見について、ここに書いてある文章で読むと、再評価を行った翌年度及び条件又は意見の内容に応じた適切な年度とありますから、フレキシブルに対応しますと読み取って、このままでいいということにしませんか。

田中副部会長 「適切な」というのは、「必要に応じて翌年以降も行う」と読んだのですが……。

森杉部会長 前の方だっていいということ。そう取ったんですけれど。

徳永委員 案件によっては即、来年度の予算に反映させる場合もあると思うので、そういう意味であればフレキシブルにやっていただければいいと思うのですが。私の質問は の維持管理に係る事業については除外しますよということなんですけど、その維持管理というのが、どこまで含まれるのか、ということが良くわからないのですが。例えば橋梁の架替えみたいなものも維持管理と捉えられるものだとすると、長大橋梁であればかなり事業費も掛かるでしょうし、何十年も経過した後ですから、果たしてその橋梁を本当に維持し続けるのがいいのかどうかについても議論になる場合もあると思うのですが。

行政評価室 維持管理ですけれども、事業箇所評価と定義を共通にするということもございます。国の要領あるいは再評価のやり方等を参考にした場合、維持管理は補修の範囲ということで、それ以上に当たるものについては対象とするということで、箇所評価で対象にしているものが参考になると思います。ですから、維持管理という範囲はかなり狭いということもございます。

森杉部会長 よろしいですか。他にございませんか。

それでは、これは皆さん一応御質問なさいましたが、基本的にはこの方向でよろしいだろうとこういう御意見だと受け止めましたが、我々としては了解しましたと、こういうことでよろしいございますか。

(「はい。」の声あり)

森杉部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、次は事後評価についての案件だったと思います。資料5ですが、1次事後評価の試行調書が提出されておりますので、今回の制度改正の審議に関係

しますので、これを御説明いただきます。基本的には先ほどいいだろうとしましたが、1次事後評価が新しい業務という格好で出てきますので、まず、1次事後評価の試行についての目的、経緯、やり方についての御説明をいただきたいと思っております。

行政評価室長 各課からの説明の前に、私の方から今回の1次事後評価調書の作成経緯などについて若干御説明いたします。

1次事後評価については先ほど御説明したとおり、詳細な2次事後評価の前段として、最低限の説明責任を果たすために行うもので、対象は過去に公共事業再評価を実施した事業としております。再評価で御審議いただいた事業の完了後の報告という目的も含めて行おうとするものです。

資料5の最初の道路事業を参考に御覧いただきたいのですが、記載内容は「事業概要」「事業の有効性」「再評価部会意見への対応状況」「総合評価」の4項目としております。「事業概要」では、事業がどのような経緯で完成まで至ったか、その間に事業費や事業期間の変更があった場合にはその要因が何であったかを記載することとしております。「事業の有効性」の欄では事業の効果がどのように発現しているかについて、定量、定性の両面から記載することとしております。「再評価部会意見への対応状況」の欄は、部会からいただいた意見への完成時点の対応状況について記載することとしております。最後に「総合評価」の欄に県として当該事業に対する評価結果を書くこととします。

こういった内容で1次事後評価をはじめてはどうかと、先ほど紹介したワーキンググループで決めたのですが、1次事後評価には、なるべく特別な予算などを掛けずに、たくさんの事業種、事業数で行いたいという意図もありましたので、それでは今年度各事業で試行してみようということになり、本日御報告するものです。

各課からこれから試行の結果について御報告いたしますが、今回は個別の事業を掘り下げて御審議いただくのではなく、来年度からの本格実施にあたり、各課の調書の書き方、書く内容がこれで十分であるかどうか等の1次事後評価のやり方といった観点で御意見をいただければと思います。

なお一つお断りしておくことがあります。今回はなるべくたくさんの課で試行しようと考えました関係上、今回の試行箇所には再評価を実施していない事業箇所も含まれております。このような訳で「再評価部会意見の対応状況」の欄の記載が不十分な事業がありますが、その点は御了承の上、各課の説明をお聞きいただければと思います。

それで、各課の報告が終わった後に、制度改正の内容について、最終的な部会の御意見を取りまとめしていただければということです。

森杉部会長 もう一回、今から御説明いただきます1次事後評価調書についての位置づけを確認します。先ほどの資料3の4ページの の評価事業完了報告書の新設、これに対応する内容です。評価事業完了報告書というのは、具体的に言いますと1次事後評価ということになります。厳密に言うと資料5では評価事業完了報告書となっていますが、規程によると実はこれは再評価事業完了報告書という言葉をつけてもらわなければならないですね。再評価をやった事業についてのみ報告しま

すよという規程になっています。ですから、再評価をやらなかったような事業で、速やかに行われた事業は、事後評価も対象外といたしましよと、こういうことになっています。ということをお前提で、今から御説明をいただきます。これで間違いないですね。

行政評価室　　その中で、今日の試行に当たっては、再評価をしていない事業が含まれていることを御了解いただければと思います。

森杉部会長　　はい、わかりました。それではさっそくですが、御説明いただきます。9事業ありますので、3事業ずつに分けて御説明いただきます。まず、～の事業まで県より御説明いただきまして、問題は内容よりも、こういうやり方がいかかということに焦点を当てた御審議をお願いしたいと思っています。もちろん内容も興味のあることであれば、結構だとは思いますが、基本的にはそういったやり方をします。事業の御説明は1事業あたり5分以内でお願いします。ではさっそくですが、～番の国道113号からお願いします。

道路課長　　それでは道路課所管分について御説明します。資料5の～1ページになります。一般国道113号郡山バイパス事業の事後評価ということで御説明申し上げます。はじめに、この事業の場所と事業内容について御説明申し上げます。～4をお開きください。下の図面を御覧ください。赤い線で表示している区間が今回のバイパス事業箇所でございます。その下の黒で表示しているのが現道、いわゆる旧道でございます。現道は図面右側の東北新幹線の下を通りまして、ここに斎川という川がありますが、これを渡りまして市街地に入っています。そしてJR東北本線の角田街道踏切を平面で横断しまして、そのまま市街地をクランクして走ってございました。今回のバイパスは、図面右側の東北新幹線の近くから斎川を渡ります。そして市街地に入りまして、JR東北本線をアンダーパス、立体交差で市街地内のクランクを解消し、直接、改良済みの国道113号に結ばれてございます。延長が1.6kmのバイパス計画で実施しておりまして、幅員が12mでございます。この断面の概要が～5に標準のものと東北本線アンダーパス部分の断面ということで記載しています。

～1に戻って、昭和58年度に事業に着手し、平成10年度に再評価を実施していただいております。そして平成14年度に完成をいたしました。完了時の事業費は62億5千万円ということで、当初事業費に比較しまして大幅に上回っております。この理由でございますが、用地補償費の増額がございました。もう一つは、この地区は地盤が砂礫層で非常に地下水が高いという地区でございます。予期しない大きい転石を含む崩れやすい地盤を呈してございまして、通常の掘削施工では難しいということになり、ケーソン工法という工法がございまして、こういった工法に変えて作業をしております。こういったことから工事費の増額により、事業費が高んでございます。

次の2ページをお開き願います。事業期間ですが、先ほど昭和58年度と申し上げました。これから平成14年度完了でございまして、長期間を要してございます。これにつきましては、先ほどの用地の問題に時間を要したということ、あるいは、周辺住民との調整ということがございまして、これは下が非常に地下水

が高くて、掘削することによって、いろんな周辺の井戸等に問題を生じたということもございまして、調整に時間を要したということもございます。それと先ほどの施工上の問題もございまして、このような期間となっております。現在は交通の支障となるような道路管理上の問題は発生してございません。

次に事業の有効性について説明を申し上げます。まず、バイパス利用の実績ですが、計画された交通量の1.5倍に当たります6,680台/日あまりの交通量となっております。周辺道路の交通負荷軽減と道路網の強化という意味で、バイパスとしての役割を十分に果たしていると考えております。また、混雑時の通過時間の件ですが、ちょうどこの平面踏切がございまして角田街道踏切、これはJR白石駅に隣接するために、列車の停車中も遮断されるというところでもございました。それでこの区間を通過するのに10分ほど要していたというのが以前の状況でした。しかし、バイパス整備によりまして、所要時間は10分から3分と大幅に短縮されています。さらに現道におきます交通量と安全性につきましては、開通前の5年間に平均死傷事故率は281件/億台・キロという値でした。これが非常に高かった訳ですが、バイパス開通後は153件/億台・キロと非常に減っております。16年は45%減となっております。また、現道部分では交通量が激減しているということで、死傷事故が発生していません。それから生活環境の影響という面ですが、バイパス整備におきまして、昔の現道の交通量が開通前に5,155台/日だったものが2,182台/日と大幅に減少しております。59%の減になります。これによりまして、踏切付近の渋滞が解消されたということ、それから通過車両による振動騒音が軽減されて、沿道環境が改善されたということが顕著に現れてございます。

次に平成18年9月7日から9月14日にかけて、利用者の方にアンケートを実施しています。その結果はそこに記載のとおりでございます。現道の横断が楽になったとか、バイパスが開通して静かになったとか云々書いてあります。やはり、移動時間の短縮、それから沿道環境の改善、そういったものに好意的な意見となっております。ただ、バイパスがタッチする交差点では朝夕に混雑が発生しております。

再評価時の部会の意見等でございますが、意見等はございまして、事業継続といたしております。

総合評価として私ども判断しておりますが、時間短縮あるいは交通量におきましては、先ほどのように非常に効果が発揮されております。また、人家密集地を通過していた国道をバイパスにしたということで、交通量の減少、あるいは単に騒音や振動の軽減ばかりではなくて、そこにお住まいの生活者にとって、車両交通が混在するという問題がございましたから、そういった面で心理的な圧迫から解放されているということで、道路利用者の好意的な意見が多いという状況であったということをお知らせいたします。よって、事業効果は十分発揮されているものと判断し、特に今後の改善措置については十分状況を見極めながら対応していきたいと考えております。以上でございます。

森杉部会長 続いて海岸事業についてお願いします。

河川課 - 1ページを御覧願います。菖蒲田海岸高潮対策事業の説明でございます。

補助事業で行っておりまして、事業主体、管理主体とも宮城県でございます。施行地名は宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜地内ということで、位置図が - 4 にございます。七ヶ浜町の東側の菖蒲田海岸ということで、太平洋に直接面しておりまして、南東の方からの波に浸食されるというような地域になっております。

- 5 には海岸に今現在設置しております人工リーフ、離岸堤、突堤の配置図が書いてあります。計画当初の昭和44年はこの浜全域に100mの離岸堤を11基作ることによってスタートしましたが、今現在はこれで完了させたいと考えております。- 5 の下には人工リーフの構造図がありますがけれども、左側からの波に対しまして、水面から頭が出ないような形で人工リーフを作って、波を減少させるということです。

- 6 でございますけれども、下の航空写真の突堤の断面図を書いてございます。一部岩礁がございますので、漁民の皆様のアワビ等の捕る場所に離岸堤を作る計画でございましたので、それを避けるために、陸上から海に突き出すような突堤を作る形に変更しています。

- 7 でございますけれども、上が突堤工の施工前の状況です。堤防の裏には人家が密集しておりまして、波しぶきに、また、波が越流するような状況が見られましたが、完成後には突堤がきちんと配置されまして、これは波の高さにもよりますが、写真のような静穏な状況が保たれています。下の写真は昨年末の低気圧による波でございまして、突堤の外側から見た状況が左側、突堤の内側から見た状況が右側と言うことで、静穏が保たれております。

- 1 に戻りまして、事業の概要でございますけれども、仙台近郊の海水浴場、また、堤防背後に人家が連担している菖蒲田海岸につきましては、砂浜の浸食が著しく進んでおりますので、越波や堤防等の被害が発生しております。そのため、高潮、波浪、津波等による災害を防止しまして、国土の保全を図るという目的で事業を開始しました。先ほども申しましたように、事業内容でございますが、昭和44年に100mの離岸堤、これは水面から頭が出るような形で消波ブロックを11基設置するようなことでスタートしましたが、平成10年に事業計画の見直しをいたしました。再評価につきましては平成15年に、人工リーフが411m、離岸堤277m、突堤200mというような形で計画の変更をした上で、再評価を受けております。この理由でございますが、事業開始後、北側の海水浴場で主に使われている砂浜が安定してきているということと、南側の先行して離岸堤を設置した部分については、波がだいぶ収まっているということから、このような変更をしたものでございます。その上、平成10年の変更に基づきまして、完了時においてもその計画で管理しています。事業内容の変更とその要因でございますけれども、モニタリングで砂浜が安定しているというようなことに加えまして、特別名勝松島の区域内にあるため、景観への配慮が必要になったこと。また、事業開始後、人工リーフの有効性についてもきちんと説明ができるような研究が進んできたというようなことから、変更しております。

全体事業費及び費用負担の内訳につきましては、事業開始時60.7億円で国と県が半分の30.35億円でスタートしましたが、事業規模また事業手法の変更によりまして、完成時におきましては、41.3億円となっております。

- 2 の事業期間でございますが、昭和44年の事業着工時には平成14年度の完成を目指してございましたが、人工リーフの事業効果の判定、また、突堤工の

設計検討に時間を要したことから、平成10年の計画変更を含めまして、完成年度は平成17年度と伸びています。施設の管理状況につきましては、先ほども写真で見えていただきましたけれども、地震、波浪等による大きな被害は海岸背後には生じておりません。良好に管理されていると考えております。

事業の有効性につきましては、事業効果として表にあるような人口、人家、道路などがございます。昨年10月6日から7日にかけて、また、昨年度末に爆弾低気圧と言われるものが太平洋側を通りましたけれども、その際、江ノ島の観測所では三陸南沿岸で確率波浪である1/30、これは計画波浪の1/30でございますけれども、それを超えるような波が観測されておりますけれども、菖蒲田海岸では施設整備効果によりまして、背後地での浸水被害等は発生しなかったというような状況でした。写真はその時の菖蒲田海岸の波浪状況でございます。費用対効果分析に関しましては、B/Cが1.61ということで1を上回っております。

-3でございますけれども、再評価部会意見の対応状況につきましては、平成15年度が再評価実施年度となっておりまして、部会意見としましては事業継続で、部会意見なしとなっております。評価結果については事業継続、対応状況についてはなしとなっております。

総合評価でございますけれども、先ほども申しましたように、昨年の2つの爆弾低気圧、計画を上回るような波浪でも、背後施設への被害が発生しなかった。また、県内最大規模の利用客を誇ります菖蒲田海水浴場では、人工リーフにより海浜の回復も確認されておりますので、今後も利用客の増加が見込まれますことから、改善措置の必要性はないと判断しております。以上でございます。

森杉部会長      ありがとうございました。それでは   の急傾斜地の事業についてお願いします。

防災砂防課      井内の3急傾斜地崩壊対策事業について御説明いたします。場所は石巻市井内地内ということで、-4の図面を見ていただきたいと思います。前面が旧北上川、背後が石巻の牧山でございます。それに囲まれた地域の人家44戸と県道石巻雄勝線・市道井内3号線が保全対象となっております。その人家の背後を防護するという斜面の崩壊対策事業でございます。

事業内容ですが、-6の完成した写真を見ていただくと分かると思いますが、法面の崩壊防止工事でございます。事業着手年度は平成8年度、再評価は平成17年度に行っていただいております。この時点で完了時期が平成18年度となっておりますけれども、前倒して平成17年度中に完了しております。事業費的には再評価時に一部もろい場所が出てきたということで事業費を上げました。また、完了時点でも写真の左の方が白くなっていると思いますが、この部分がモルタル施工部分でございます。再評価時ではこのモルタル施工部分がもう少し右側まで来ると言うことで検討しておりましたが、実際に現場に入ったところ、かなり風化が進んでいるということで、法枠工が増工になり、最終的に2百万円ほど増えまして、6億4千6百万円となっております。これにつきましては、他工区等で事業費の請負差金等が出ましたので、流用いたしまして、平成17年度中に完了しております。実際は繰り越して、平成18年5月31日に完了して、すべて工事を終わっております。

事業の有効性ですけれども、工事中の平成17年8月15日の地震、また昨年の9月26、27日、10月6、7日の大降雨がありましたが、その期間につきましても現場には異常がなく、この区間における人家等への被害及び道路の通行止めはございませんでした。これにつきまして、評価的には継続事業ということでやらせていただいて、地元からは非常に感謝されております。この施設管理におきましても、地元と県が共同で管理しているところでございます。施設は有効に利用されているということで、当該施設の改善措置の必要性はないと考えております。以上で説明を終わります。

森杉部会長      ありがとうございました。以上3件、この段階で少し御討議いただきたいと思  
います。方法の件につきまして、御意見を賜りたいと思います。

沼倉委員      いくつか気になったところがあるのですが、総合評価ということなんです  
が、括弧して改善措置の必要性等とありますが、本来は事業目的が達成されたか  
どうかということを、最終的に総合的に判断し記載する場所ではないかと思うの  
です。ここだと改善措置の有無だけが書いてあるように見受けられます。改善措  
置のことを書く必要があるのかなのか、必要ならば別項目をもって対応した方  
がいいと思います。

それと事業目的が達成されたかどうかということで、大きく言うと二つあると  
思うのです。B/Cが達成されたかどうか、それと部会の中で付帯意見が付けら  
れた問題にされているようなものが、クリアされたかどうかということなんです  
が。最初のB/Cのクリアについて、多分これは再評価時点のB/Cであると思  
うんですね。そうすると、事後のB/Cがないという点があると思います。事後  
のB/Cというものを、もちろん出せば一番いいと思うのですが、恐らくこれは、  
どうなんでしょうね。難しいということであれば、コストについては出てますけ  
れども、事業のベネフィットの方のメルクマークな基準で、例えば44戸だった  
のが、そのとおりだったのかとかですね。最初の方だと、道路だともっとその交  
通量とかいろいろわかりやすいと思うんですね。災害対応の場合には、起きなか  
ったらしょうがないので、その計画は変わっていないとか、その場合、B/Cの  
クリアがちゃんと保たれてますということがわかるような資料づくりが欲しいの  
です。

最初の道路のバイパス113号だと、再評価時が58億円で、完了時62億円  
と、確かに交通量は達成されていますが、この評価時点のB/Cは達成されてい  
ない、もっと下がっているだろうなということがありますので、B/Cを事後で  
算出が難しいのであれば、それが代替することがわかるような書き方があればい  
いかなと思います。あと改善措置が必要であれば、逆に言うところの報告書とい  
うものは、これで必要だったということで終わるのか、それとも改善されたとい  
うまた報告書を提出するような制度なのかとか。すみません、とりとめもなく言  
っていますが。

森杉部会長      全て関連しますね。事務局からお答えください。

行政評価室      まず、B/C、費用対効果の完了後の数値について・・・。



森杉部会長 その前に、総合評価に改善措置という形式はいかがなものかということがあったでしょう。

行政評価室 それについては、沼倉委員のおっしゃるとおりでして、中身を少し読んでいただくと、必ずしも改善措置の必要性の有無だけを書いている訳ではなくて、上に書いてきた有効性などを総括して書いてもらったつもりでした。委員の御要望の点は今後改善していきます。括弧書きで改善措置の必要性と書いたのは、一つの視点として、改善措置が必要かどうかという視点で文章を書きなさいよと示すつもりでこうしました。括弧書きは無くても構いませんし、事業課によっては改善措置の必要性の有無に限定して書いているようですので、この辺については、序々に改めたいと思います。あくまでも、おっしゃるとおり、上に書いた有効性、事業期間等を総合的に評価して書く欄だと考えています。

次に費用対効果ですけれど、昨年までの試行の中で明らかになった点でして、実測値に基づいて事業後にB / Cを求めることに非常に時間とお金が掛かってしましまして、あのようなやり方では数がこなせないという問題がありましたので、これは1次事後評価、前段の事後評価としてやりますので、完了後のB / Cの算出は求めない調査としたいと思っておりました。ここで再評価時点のB / Cを載せたのは、先の検討会の時に田中先生から御指摘いただいたのですが、再評価時点のB / Cが参考値としてあると、記憶を呼び戻しやすいということでしたので、ここに再評価時点のB / Cを記載することといたしました。

その他もまさに沼倉委員のおっしゃるとおりなのですが、有効性という欄については、B / Cの算出によらないで事業の効果を表すようなことをここに書くこととしまして、足りない部分はあるかもしれませんが、そういう趣旨で書いております。例えば道路であれば、B / C算出の一番の要因であります交通量が、当初計画の1.5倍ありましたよという書き方をしております。書き方がまだ足りないという部分については、来年度の制度化に向けて勉強して参りたいと考えております。

沼倉委員 B / CのBがなんだったかというのは、これを見ただけでは恐らくわからないので、明細を付けてもらって、Bはこれであって、今は大体こうなっていますという書き方をしてもらえるとありがたい、分かり易いということです。そうすれば、例えばここで1割弱事業費が上がっていても、Bの方でそれ以上に上がっているのであれば、恐らくこのB / Cは1を超えていたのだろうという推定は付くかと思うのです。もしこれが、例えば事業の有効性の方でも利用が少なかったりとか、事業費が上がってますという時に、本当にじゃあB / Cが1を切っている可能性があるという事業が出た場合に総合評価は恐らく事業が失敗だったとかとなる可能性がありますので、判断が付くような形で実際の時はやってもらうといいと思いますね。あと最後の事業がこの報告書でこれで終わりなのかどうかということ。

森杉部会長 2次事後評価の必要性ということについての御質問だと思いますが。

行政評価室 2次事後評価は、これまで試行してきたような事後評価でございまして、それは試行を続けていきますという説明をしました。実はこれは、対象事業の選択の方法も含めて検討中ございまして、一つのやり方としては、1次事後評価をやり、どうしても疑念がたくさんある事業とか、そういったものについて1次事後評価の報告の際に、部会の方から、これは2次事後評価をやりなさいという意見を承り、2次事後評価をやるということもできるかもしれないと思っております。決定ではありませんが、1次、2次という2段階でやりますので、そういった意味合いも考えてございます。

また、1次事後評価で改善措置を命ぜられた場合、直ぐに予算措置が可能となるシステムとすることまでは考えておりませんので、そういった場合には、その都度持ち帰りまして予算化する場合もあるかもしれませんが、ここでは必ず予算化しますとも言えない状況です。制度を運用しながら、検討していきたいと考えております。

森杉部会長 沼倉先生がおっしゃるB/CのBがわかるような数字を出せというのが難しいのです。これが一番お金が掛かるのです、調査をするのに。それを避けたいのですよ。

長田委員 総合評価の中に今後の問題点とか課題とか、という項目を入れておいていただければいいのではないかと思います。この部会でも5年後、10年後に検証してはどうかという意見を前に出していた方がいらっしゃいましたが、この3事業を見た感じでは、もうめでたしめでたしという感じなんですけど、実際に現地に行ったときにここは良かったが、別のところでは削られたとか、波が高くなった、砂が多くなったということも聞きましたので、今後の課題という一項目つくっていただきまして、そこに、今のところ終わったばかりの事業は何もないかもしれませんが、今後の課題 - 現在無しという記載になるかもしれませんが、それはちょっと設けていただいた方がいいかなという気がします。

森杉部会長 どうやって書くか、難しい問題ですね。事業の範囲をかなり関連する事業まで言及しようと、こういうことですよ。案外面倒なんですよ、大変なんですよ、多分、事務局は。

徳永委員 無理にと言うよりは、ちゃんと、そういうものが見えている場合にはということでは。

長田委員 そう、見えている場合です。

沼倉委員 例えば、災害なんかの場合には、これはもう、災害は起きない方がいいので、実績を出せというのは必要のない項目だと思うのです。そういうのは逆にいらなくて、いかに再評価したとおりのコストでやったかということがポイントになるのではないかと思います。ただ政策的に道路とか農業関係とか具体的な目標があるようなものについては、定数的なインフォメーションは残してもらわないと、本当に効果があったかどうかということはわからないのではないかと思います。

です。ですから、ベネフィットの部分でどういう数値を持ってこれるかということ  
は、事業の性質によって分けて決めていけばいいのではないかと思います。

徳永委員 私も費用と事業期間については表で整理されていて非常に見やすくなったと思  
うのですが、そういう意味で効果についても、こういう表で整理していただけない  
のかなと思ったのですが、やはり相当難しいのだろうなということはあるんで  
すけれども、中には書ける数字もある訳ですね、この場合の交通量のように。ほ  
か書けないところについては、こう文章的に書くという形で、そういった形で整  
理していただくと、そうすると少なくともメインになる数値に関しては、こうい  
った形でクリアしていますよとわかるような書き方をしていただくと見易いのか  
なというような気がします。

それからもう一点、最後の総合評価の件で今いろいろ出ていますが、まず事後  
評価の本来の意義といいますか、それはその事業が良かった、悪かったというこ  
とがまず一つある訳でして、そこについてはきちんと事業目的が達成されたかど  
うかということで整理していただくということがまず一点あります。もう一つは、  
それでもし問題がある時に、その事業としてもっとこういうことを追加的にやら  
なければならないのではないかとか、そういうようなことをその事業に関して反  
省するというか、検討するという部分がある訳です。そしてさらにもう一つは、  
ここから得た教訓を次の他のプロジェクトにどう活かしていくかという部分、実  
はそれが一番大事なのではないかと私は思っているのですが、そういう意味で今  
回の書き方は自分自身が良かった、悪かったということだけで閉じてしまってい  
るので、必ずしも全ての事業で次の事業に向けてこういう教訓があったというこ  
とは言えるとは限らないのですけれども、もしあるものであれば、そういうこと  
も書いていただきたいと思います。

山本委員 先ほどから出ているベネフィットの話ですけれど、こうすればいいのかなと思  
うのは、改めてこの評価のために調査する必要はないと。ただ通常の業務の中で  
ベネフィットとしてあがっているもので、その後の数字が出ているものであれば、  
それは載せてくださいということにすればいいのかなと。それぐらいにしておか  
ないと全部調べるというのは二度手間でもったいないですから。通常業務的に統  
計を取っていて、例えば、イチゴの栽培戸数はこれだけ増えるというのは、何年  
後に何戸になりましたというのは出ている訳ですから、そういうものは使って載  
せてくださいよという原則にすればよしいのかなと。道路の通過台数なんかも、  
計った数字があるから載せているのでしょうから、ベネフィットの項目に載せて  
いるもので、事後に計ったものが数字としてあれば必ず載せてくださいという原  
則にしておけばいいのかなという気がします。

森杉部会長 どうします、今いろいろな意見いただいています。

行政評価室 まず、事後評価という点について言うと、徳永先生のおっしゃるとおり、一つ  
の目的は説明責任、やったことの説明責任という観点と、もう一つは教訓がある  
ということ、去年の部会の中でも言われていました。今回の評価事業完了報告  
書の目的は、どちらかというと、その教訓の方は2次事後評価の方に委ねること

にして、2次事後評価のやり方は今後まだ勉強しますというお約束は今日いたしました。説明責任という観点でなるべくたくさんの事業でやりましょうということに絞っているという点があります。そういった一方だけの目的になっていますので、そういう趣旨であるということをお聞きいただきたいという点の一つ。

それと、山本先生がおっしゃったように、なるべく経費を掛けないでという県側の内部事情がありますので、既存のデータを使った結果が、今日の成果だとお考えいただいて、委員の皆様にとってこれでは足りないという部分については、今回は試行でもありましたので、我々の努力が足りない部分はあるかもしれませんが、考え方としては既存のデータ等を使って、1次事後評価は行いたいというのが趣旨でございます。

沼倉委員 確かにコストは掛かるのですが、その部分をあまり手間を掛けないとすれば、これは事業評価ではなくて、工事完了報告書だと思うのです。そうすると名称が違うのではないかと思うのですが。

行政評価室 それで、評価事業完了報告書ということにしておりますが。

沼倉委員 工事完了報告書。事業評価報告書ではないでしょう。

森杉部会長 事業完了報告となっておりますね。

沼倉委員 評価ではないのですか。

行政評価室 評価した事業の完了報告ということですよ。

沼倉委員 では、評価はしないと。評価ではないと。そうすると、総合評価は外した方がいいのではないですか。無理だと思います。これで総合評価をすることは。

森杉部会長 僕はこの程度での総合評価はあっていいと思うのですが、もう少し踏み込んで欲しいのですね、最後のところ、と思うのです。今おっしゃっているのは、むしろ、その点だと思うのです。例えば今回の場合でも、道路は事後評価が簡単にできますよね、これぐらいのことだったら。ほとんどこれ出来ているんですね。だから、思い切って載せてもらうのが一番手取り早い感じがするんですね。それから気になることが、大丈夫だろうけれど、交通量の1.5倍というのは、予測が過小評価であったのではないかと。過大評価よりはいいかもしれないが、これは設計ミスに関係に繋がるのではないかと、この点はいったいどう考えているか、こういうことを聞きたいですね、総合評価のところ。あるいは、多くの場合こういうバイパスに近いものを造ると、中心市街地の道路が衰退しますよね。この問題はここにはないのだろうかとか、沿道ではなくて別のところがそういう状況になっていないだろうかとか、そういう懸案事項があるから、そういう懸案事項についても積極的に触れていただきたい。それは今のところないけれども、モニタリングをやるとかやらないとか、こんなふうな踏み込んだ格好での総合評価をお願いできないかと、僕はこういうふうに思います。

例えば海岸の方で言いますと、防災機能として十分発揮しているのは分かったんですけど、もう一つの目的は海水浴場がより魅力あるものになりますよと書いてあるのですが、利用客の増加が見込まれるとあるのですが、これはぜひともカウントしていただきたいと思うのですね。実際、砂浜の価値というのは非常に大きなものが最近ある訳ですよ、特に地球温暖化と連動してですね。ぜひとも、これによって守られた砂浜の価値の便益の計測の方法を今後追求するとか、そういう決意を表明していただくと大変いいのではないかと、僕はそんなふう思っています。今の御意見を聞いていましてね。数字と言うよりもむしろそういう結果に対する皆さんの考察と今後の対応策を積極的に親切に書いていただきたい。この点に尽きるのではないかと思うのですけれどね。

両角委員　　そういう題にした方がいいのではないですか、総合評価ではなくて。目的の達成とか、今おっしゃったようなことを、ここに書いたら。総合評価というと二重手間になりますよね、2次事後評価もある訳ですから。

森杉部会長　　なんかいいタイトルないですかね。

両角委員　　今おっしゃったようなことをそのまま書いたらいいのではないですか。

森杉部会長　　どうしても総合評価となると、今後の対応は必要ありませんと、紋切り型になってしまいますね。そうじゃなくて、いろいろ効果はあったが、もう一つ気がかりなところも調べてみる必要があるとかないとかということですかね。

両角委員　　評価という名前は外した方がいいですね。

徳永委員　　総合考察とか、得られた知見とか。

両角委員　　そういうことで、長くてもいいから。あんまり紋切り型にならない方がいいと思います、確かに。

徳永委員　　そういうところは、2次事後評価でやりたいという事務局の話だったんですが、実はこれ、2次事後評価とは個別事業別に行う評価ということですよ。

行政評価室　　検討会の時に御意見をいただきましたので、その辺も含めて検討したいと思っております。

徳永委員　　そういう意味での2次事後評価というのは、単独の個別事業でなく、そういう事業全体をどうしていくのかとか、あるいはその他の事業との関連でどういう便益を取らなければいけないのか、そういう話になってくると思います。だから、ここではそういう問題点を洗い出すということが第1の目的となるのかなと私は思うのですけれど。

両角委員　　少なくとも改善の必要がないというようなことを書く必要はないですよ。

森杉部会長 国の方が書いているんですね。実は国の方では認めているんですね。国では同じ格好の文書になっています。格好悪いですね、こうやって見ると。ちょっと待ってください、今の御意見はこういうことで、私としては総合評価というタイトルではなくて、「評価と考察と今後の方向」なんていう項目に分けて、紋切り型でないようにしましょう。

行政評価室 趣旨はわかりました。部局とも打合せの上、その方向で調整したいと思います。

遠藤委員 この事業というのは、大分大きい予算使っていると思うのですが、完了後、工事が完成した暁には、現場に携わった人がこれからの問題点ということが一番把握されていると思いますので、気付いたところは正直に記載していただければと思います。それによって、その事業終了後においても、予算計上を求める場合があるのではないかなと思います。

行政評価室 わかりました。

森杉部会長 それでは、大体全部聞いたかとは思いますが、あと6つ御説明いただいて、ケーススタディのイメージを持っていただきたいと思います。それでは、一番の港湾事業、よろしくをお願いします。

港湾課長 仙台塩釜港仙台港区高砂埠頭用地造成事業について御説明いたします。場所については - 4、- 5を御覧いただきたいと思います。まず - 1に戻っていただきまして、事業目的といたしまして、仙台塩釜港は東北地方唯一の特定重要港湾であるということで、国際貿易港としての重要性を高め、機能の充実が求められております。特に、コンテナ貨物につきましては、平成2年に航路が開設されて以来、順調に増加しております。今回の評価の対象となっております高砂埠頭用地造成事業につきましては、直轄事業で、高砂コンテナターミナルの第2バース14m岸壁を整備しておりますけれども、それに合わせました、背後の埠頭用地の埋立でございます。こうした物流需要増大への対応を目的としております。

事業内容といたしましては、用地造成ということになってございます。完了年度は調書には平成18年度となっておりますが、平成12年度に訂正願います。全体事業費ですが、平成8年度は50億2千万円でしたが、平成12年の完了時は37億6千万円となっております。事業費変更の要因につきましては、建設発生土の有効利用とか高炉スラグを使用したとすることでコスト縮減が図られております。事業期間につきましては、平成8年度から平成12年度までとなっております。施設の管理状況につきましては、岸壁については国の直轄事業といたしておりますが、管理受託を受けまして、コンテナヤード全体を県が管理しているということで、特に問題はないと考えています。

事業効果につきましては、東北地方の貨物は大部分が京浜港を利用していますけれども、仙台港を利用するということによって、輸送コストの削減が図られるという事業効果があります。それからグラフを見ていただくと分かる通り、毎年10数パーセント、コンテナ貨物が増加しておりますので、ヤード使用料の収

入もあると考えております。

再評価につきましては、受けてはおりません。総合評価につきましては、仙台塩釜港のコンテナ貨物が非常に順調に推移していると言うことで、事業効果が上がっていると考えていますので、改善措置の必要性はないと判断しております。

なお、参考といたしまして、当事業と関連します直轄事業の - 14 m 岸壁につきましては、昨年 8 月の国の評価委員会において、改善措置の必要はないとなっております。以上でございます。

森杉部会長      ありがとうございました。次は街路事業についてお願いします。

都市計画課長    都市計画道路矢本小松線の道路改築事業について御説明いたします。旧矢本町、現在の東松島市矢本地内でございます、 - 4 をお開きください。赤印で塗っているところが事業対象区間でございます。974 m。旧矢本町の西側のちょうど中心市街地の西側のところで、点線で横に書いていますのが JR 仙石線。ちょっと見難いのですが、国道 45 号がそこにくっついておりまして、この事業はこの両線をアンダーパスをして、踏切を解消するという事業でございます。

- 6 を御覧ください。今の状況です。先ほどの 113 号と同様にアンダーパスしておりまして、ボックスカルバートでそれぞれ抜けております。下の方の写真に色が付いていますが、地元の方々千名が自分たちの道路という意識を持たれて、いろいろと花を植えられるなど、ボランティアで美化運動をされております。

- 1 にお戻りいただきまして内容を説明いたしますと、平成 3 年度に着手いたしまして、16 年度に完了しております。途中、12 年度に再評価を実施しております。最終的に 14 億円の事業費が増加しておりますが、ここは矢本飛行場があり戦時中に空襲を受けまして、不発弾がございますのでその調査、結果的にはなかったのですが。その間、阪神淡路大震災で耐震設計をしなくてはならない。その後、15 年に宮城県北部連続地震によりまして、やはり液状化現象によって被害を受けましたので、その部分を加味しまして 14 億円ほどの事業費が増加したということです。

- 2 の事業効果ですが、平成 9 年の交通センサスで 6,245 台 / 日。当時、再評価を実施したときに平成 22 年計画で 8,243 台でしたが、事業後、平成 17 年に交通センサスがございまして、先ほどのように交通は調べられますので、調べた結果、9,133 台ということで計画を上回っております。踏切によって交通渋滞が解消されたということ、それから当然ですが、交通事故の危険性が減少したということ、さらに救急輸送道路における機能がある程度確保できるということから、この事業につきましては、総合評価に書いてございますが、事業費の増大を招きましたが、結果的には所用の交通量以上の道路交通量を得ているということ、それから地元の方々がこの道路に愛着を持たれて、いろいろと美化運動をされているということから、所用の効果を上げているのではなかろうかというふうに判断しております。以上です。

森杉部会長      ありがとうございました。もう一つ、ほ場整備をお願いします。

農地整備課      経営体育成基盤整備事業城内地区の御説明をいたします。この事業は大区画に

よりもす農地の再編成ということで、農地の集積、農業経営への施設園芸の導入等を図る事業となっております。事業は平成10年から14年度まで行っております。区画整理面積は75.6ha、完了時点で76.4haとなっております。

- 4ページをお開きいただきたいと思います。こちらにはほ場整備対象地区が赤い色で示してあります。- 5が同じ地区で、上の写真が大豆の栽培状況、下の写真がイチゴハウスの状況となっております。- 6には区画割りの図面を載せています。

- 1にお戻り願います。事業完了時に面積が若干変わっておりますけれども、区画整理0.8haの増は、完了時点の実測値の差と考えられます。暗渠排水におきましては、調査の結果、土壌改良が不要となった部分を除いています。

次に事業費ですが、採択時の平成10年は9.3億円、完了時には7.3億円ということで、費用は減額ということで完了しております。その理由につきましては、道路工において地区内転用土の利用によりまして費用が軽減されております。それから暗渠排水の面積が減っておりますので、その分で事業費が減っております。

- 2をお開き願います。事業期間ですが、平成10年から14年度と当初の予定どおり完了しておりますして、工事の延長はございません。それから施設の管理ですが、農道については登米市が維持管理を行っております。水路の方は、小用排水路については土地改良区が施設管理を行っておりますして、日常の管理は農家が行っております。

次に事業の有効性ですが、経営体育成基盤整備事業の効果につきましては、基盤整備（区画拡大、道路整備、水路整備等）による直接的な効果の発現、それから目的となる担い手への農地の集積等が考えられます。これらにつきまして、調べられる資料ということで、下に4項目載せています。一つ目が担い手の育成状況でございますが、実施前の平成9年、それから計画時点が平成19年となっております。実施後の数字ということで平成17年を載せてありますけれども、これは直近で調査の数字があったものを載せてあります。これを順次説明しますが、個別農家が実施前3、生産組織4ということで営農を行っておりましたけれども、平成17年の数字で、個別農家3が生産組織に加わる形となっておりますして、生産組織4によりまして、中心的に運営をされております。（2）の担い手への農地集積状況ですが、平成9年当時、農地集積面積は14.4haで率にすると18.9%となっておりますが、こちらの調査時点は平成16年になっておりますが、この時の面積では41.6ha、率にして54.6%となっております。計画の目標年は19年ですが、その数値よりは若干下回っているような数値となっております。（3）農家戸数の状況ですが、実施前に117戸の農家戸数がありましたが、実施後の17年には73戸で確認されております。これについては19年の農家の計画戸数は数字がございません。（4）作付け状況ということで営農状況ですが、表作成のミスで、農家戸数の行は削除願います。水田：大豆の欄の11.4haは平成9年の数字になり、次の20.1haは計画の19年、一番右側の15.8haが実施後の平成17年の数字となっております。畑の方の野菜につきましては、実施前2haの計画でしたが、現在2haのイチゴとなっております。

次に再評価ですが、受けてございません。



最後に総合評価ですが、農地集積の状況等進捗が見られますので、特に改善の必要性はないということで考えております。ただし、まだ目標数値まで達成しておりませんので、今後ともこれに向けて推進していきたいと考えております。以上です。

森杉部会長      ありがとうございました。御討議お願いします。

沼倉委員      事業の有効性、農業に関する場合にどういう指標がいいのかということなんだと思うのですが、事業目的でいうと担い手への集積と集約的で収益性の高い農業の展開、優良農地の保全という3つの事業目的あるように思います。担い手への集積というのは、データは計画時には言っていないということもあると思うのですね。そうすると目的のそれ以外の集約的で収益性の高い農業の展開を図るといふ目的がどういうふうに評価可能なのかとか、目的を達成したかどうかということ、どうやってわかるのかというのがあるので、どういう指標があるのか私はわからないのですが、こういう書き方しか出来ないのかどうか、高橋委員か両角委員の御意見を聞いてみたらいいのではないかなと思うのですが。

森杉部会長      これはですね、ほ場整備のマニュアルによると整備したら集約されて、その人件費がどれだけ節約できますよとか、機械を大型化して効率が上がりますよとかという原単位があって、これに基づいて費用便益分析を行うことになっている。だけど、その実態はどうなんですかということになると、1年間しっかり調査しなければならぬとおっしゃるんですよ。そうするとこれはお手上げだと。だったらこういう指標かということになる。僕もこの指標で仕方がないのかなと思っている。ただ、(4)の作付け状況というのが、今日伺っていて思ったのだが、これだけのことが分かるのだったら、農家統計で所得とか分かるのではないかなと思ったのだが。前の状況の農家所得状況とコストのやつが・・・。

両角委員      それは多分難しいですね。調べないと。

森杉部会長      それは統計で載っからないのですか。

両角委員      統計ではだめですね。個別調査をしないと。だから2次には何年かの期間が必要なのだと思います。

森杉部会長      農家統計というのは、5年に1回ですか。

両角委員      農家経済調査は悉皆ではなくて、全国でも1万戸しかやっていません。

森杉部会長      悉皆ではないのですか、ダメだね。わかりました。それではこれがベストだね。

両角委員      多分これぐらいでしょうね。税金調べても無理です。

森杉部会長      ということなんですよ、状況としては。ただ、ほ場整備の場合は、総合評価の

コメントがいいですね。最初の文章は気に入りませんが、あの方では、ちゃんとフォローアップいたしますのでという発言がありますので、大変望ましい。今までのより格段に良いまとめ方だと私は思います。

沼倉委員　　そういう意味で、それぞれの事業で、この報告書出すときの有効性を、何をもって計るかということが事前に頭にないと、多分この制度は上手くいかないのではないかと思います。そうすれば多分、集積状況を調査するとか、最初から予定すれば、多分普通これ入れてくるのかもしれませんが、何をやるのかということを決めておいた方がいいのかもしれないですね。感想です。

森杉部会長　　ちょっとですね、ついからですから、できることをやるという原則があつていいと思いますので、そうすると交通関係は道路も港湾も簡単に費用分析できますよね。これだけは特別扱いで全部やることにしませんかね、簡単ですよ。交通量が出ているので。全部一律に取り扱いを同じにするのではなくて、出来るものはやろうと。ここの段階で出来ないものはしょうがないので、この程度に留めるという格好にして、割り切りませんか、折角だから、ここまできているから。そういうことを一つ検討してもらえばいいのではないですか。他にどうぞ。

田中副部会長　　特に災害関係ですが、先ほどの案件では偶然高波が来たからということで、そのことが書いてありましたが、一般にはこういう事例は書けないです。ある程度、それぞれの事業の特性に応じてやらざるを得ないのかなと思います。

それからもう一点あります。部会に対する対応状況ということで、今年度分は先ほど審議しましたが、個別の事業に対して出している意見と、全般的なものに対する意見の両方があります。それをどの辺まで拾うのかということがあると思うのですね。先ほどの都市計画道路の話を知ると、多分これは、この案件に対して出された意見ではなくて、一般的な同種の事業に対して出て意見だろうと思います。 - 3 ですね。部会意見を読むと、「都市計画道路においては・・・」とあるので、一般的な意見として出した意見なのだろうと思います。確認しないと正確なところはわかりませんが。

これ以外の案件については、「意見は無かった」とありますが、狭い意味で、その案件についての意見は無かったのかもしれないが、一般的な意見は無かったのだろうかという疑問がわきます。先ほどあったように、例えば、「農業農村整備事業については一層ソフト対策を推進すること」のような一般的な意見として出されるものもあるので、それらをどこまで拾うかということがあると思うのですが。私の意見としてはできるだけ拾い上げて、書けるものは書いて欲しいという意見です。

行政評価室　　事務局からお答えしてよろしいですか。今日の資料の後ろに調書の様式を付けているのですが、資料3の20ページからが評価事業完了報告書の様式として要領に規定しようとしているものです。この様式と試行調書がぴったりマッチングしていないところは、時間差があったせいですので御了承いただきたいのですが、制度化にあたっては田中先生がおっしゃるとおり、事業種のみならず別紙意見として付いた対象事業に対する意見、事業種に対する意見、それぞれについ

てお答えすることを考えています。ただし、今回の試行に当たっては、そこまで各課にお願いしていなかったのが不備な点がありました。

森杉部会長 他にどうぞ。当面、次行きましょうか。  
番からお願いいたします。

むらづくり推進課 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業について説明いたします。場所は - 5 をお開きいただきたいのですが、農道整備事業として、この地区で 8,300m ほどやっています、赤とか黒とか青線で示しています。この地区は、農免の焼切原地区と焼切原第 2 地区、ふるさと農道緊急整備事業の 3 事業で実施しています。受益につきましては、緑や黄色で示してありまして、主に緑の草地となっております。この路線は旧宮崎町、旧中新田町にまたがっています。- 7 ですが、事業着手前は全幅は 3m から 4m の砂利道、その下が完了後の写真で、全幅が 7m、車道は 2 車線の 5m50 となっております、沿線に草地が広がっている状況でございます。- 8 ですが、農道幹線道の利用状況です。その下は草地の状況で、右上に見えるのが農道です。- 9 が堆肥の散布状況と耕起状況です。- 10 の上の写真が乳牛 50 頭程度の畜舎、下の方が和牛 10 頭程度の飼養農家の状況です。

- 1 に戻って、事業目的としましては、畜産を主体とした複合経営の安定向上を図るため、農畜産物及び農業生産資材の搬入、搬出に欠かすことのできない本地域の基幹的農道の整備を行うものであります。事業内容ですが、事業着手時に 8,519m とありますが、当時、2 地区に分割してやる予定だったのですが、再評価時には 7,119m となっておりますが、一部ふる緊を導入しています。それで農免農道整備事業につきましては、6,912m で 207m ほど短くなった中で完了しています。全体事業費ですが、事業着手時には 12 億円程度、完了時には 4 億円ほど増えまして 16 億 4 千 5 百万円となっております。

- 2 ですが、事業期間につきましては、平成 3 年に着手しておりまして、再評価時には 15 年度に完成予定でしたが、1 年早まりまして 14 年度に事業が完了しております。施設の管理状況につきましては、事業完了後、町の方に財産譲与して管理も委託していますので、加美町が管理となっております。

事業の有効性ですが、事業の効果ということで、畜産を主体とした複合経営がなされていることから畜産に注目しました。下の表ですが、これにつきましては、2000 年と 2005 年のセンサスのデータなんです、集落周辺や加美町、宮城県全体での乳牛と肉牛の飼養農家数と飼養頭数の推移を書いています。結果的には、乳牛については、周辺集落では 92.3% と下がっておりますが、加美町全体の 91.8% や宮城県全体の 84.3% と比べて減少幅が小さくなっています。飼養頭数につきましては 112.2% と加美町全体や宮城県全体に比べて高い数値となっております。あと肉牛につきましては、飼養農家数はかなり減っている訳なんです、飼養頭数は横ばいです。飼養農家数は減っている傾向にあります、規模拡大が図られている状況にあると思われ、このような結果から、本農道が整備された効果ということで、4 点ほど書いてありますが、農道ができたことによって、通作による利便性が向上していると。あと大型機械の導入が可能となったことで、畜産への取組意欲が高まり、経営の規模拡大が図られて

います。さらに持続的な集落機能も維持されているという状況です。あとは産地間競争の激化とか担い手の減少，耕作放棄地が拡大している中で，草地の関係で大型機械による共同作業や作業受委託なども進んできているという状況でございます。あと，大型機械が導入されることによって，適期に収穫ができるようになり，高品質な自給飼料の確保が可能となっております。結果的には下の方にフローで書いていますが，資源循環的な流れや地域環境の負荷軽減を図る形，あとは有機肥料を供給した生産過程の分かる良質な自給飼料の供与は，肉用牛や乳用牛における生理機能の維持や高品質の乳肉の生産，更に，畜産農家から耕種農家へ堆肥を提供することによって，高品質な農産物の提供に繋がっており，農家の所得向上のみならず消費者へ食の安全安心を提供することになっていきます。

受益者からの意見ということで，農道が整備されたことにより，大型機械の導入が可能となり，畜産を続けていく意欲が強くなったことや，集出荷が便利になったという意見がありました。また，一般利用者の意見として，本路線が川渡に向かう町道と接続していることから，旧小野田，宮崎町方面から鳴子方面への交通が楽になり行き来が増えた。通勤時間が短縮され，快適に運転できるようになり利便性が向上したということで，効果としては，本農道ができたことで，通作や市場への農産物の流通の効率化及び農村の定住促進，耕作放棄地の解消等に寄与し，畜産を主体とした複合経営の安定向上を図る上で重要な路線となった。さらに，地域・集落間交流の推進，生活環境の改善にも効果を発揮する道路であることが判断できた。加美町では今後とも畜産の振興を図っていくこととしています。それで，再評価時の費用対効果ですが，1.05となっております。

再評価の答申及び部会意見については，事業継続で部会意見なしということでございます。

総合評価については，先ほどと同じようなことを書いていますので，以上で説明を終わります。

森杉部会長      それでは，次の治山事業についてお願いします。

森林整備課      復旧治山事業の岩沼市志賀字石山地内の事業完了報告書について説明させていただきます。皆さんも御存知のように，県土の約6割を森林が占めている訳ですが，この森林を通じて発生いたします災害から県民の皆様の生命とか財産を保全し，安全で安心して暮らせるように実施する事業を行っております。この事業箇所については，平成6年9月22日から23日にかけて降りました局所的な豪雨によりまして，山腹崩壊及び土砂の流出が下流の水田等へ流入いたしまして，下流域の地域住民に多大な被害を与えました。本事業により，溪間工事や山腹工事を実施することによって，崩壊土砂の流出並びに山腹の安定という形の機能回復工事を行ったものです。

事業内容につきましては，溪間工と山腹工に大別できる訳ですが，どういうものかと言いますと，資料の - 7 を御覧ください。実際の施工前と施工後の写真と言うことで，このような小さな土留め的なコンクリートの工作物，また，山腹につきましては，土留工あるいは丸太柵工等，また，斜面にはヤシャブシ等の植栽を行っております。事業費につきましては，8千万円で行っております。

次に事業の概要といたしまして，特に問題となりますのは，施設の管理につい

てですが、本事業の実施後につきましては、所有権の有無に関わらず県が維持管理を行っております。定期的に所轄の職員あるいは森林保全巡視員等の協力を得ながら、点検維持管理を行っております。現在のところ、良好な状況で管理されております。

事業効果につきましては、先にお話した目的を達成するために行っている訳でして、過半発生しました台風や低気圧による大雨の影響はありますが、今のところ大きな被害等はなく、安定している状況となっております。保全対象については、記載のとおりであります。

総合評価につきましては、施工しました溪間工，山腹工により，溪岸浸食や山腹崩壊も見られず，事業着手時と比較して，その機能保全効果も大きく発揮されているということで， - 10 の写真で見ていただくと，現地の方はこのような森林に回復しております。以上です。

森杉部会長      ありがとうございます。最後に漁港事業についてお願いします。

漁港漁場整備課    小鯖漁港の漁港漁場機能高度化整備事業について説明いたします。施行地名は気仙沼市唐桑町小鯖地先となっております。 - 4 をお開きください。位置図を掲載しております。 - 5 につきましては，小鯖漁港の平面図でして，赤く着色している部分の - 2 . 0 m の栈橋，延長が 5 7 m となっております。6 ページには標準横断図を掲載しております。8 ページの上の写真は，物揚場の利用状況ですが，従来の栈橋が劣化しているために，鉄板を敷いて仮設で通行している，利用している状況です。下の写真は劣化の状況なのですが，栈橋の下側の部分がコンクリートの劣化によって剥離いたしまして，鉄筋が露出している状況です。

1 ページにお戻りください。この栈橋は建設後 3 0 年以上が経過しているということで非常に老朽化が進んでおり，機能回復のために係留施設の整備を行うものであります。全体事業費は，計画時点の平成 1 4 年度は 1 億 6 千万円でしたが，請負工事費等の差額等によりまして，1 億 9 百 2 0 万円で完了しております。2 ページを御覧ください。事業期間は平成 1 4 年から 1 6 年までで施工されております。

事業の有効性ですが，まず 1 つめとして需要の変化ということで，当初は小鯖漁港の利用漁船隻数，陸揚量，陸揚金額とも減少傾向になっておりました。特に港勢調査によりますと，平成 1 5 年を境に大きく激減しております。その要因ですが，小鯖漁港に水揚げしていたすべてのカキを，カキ処理場に浄化处理水槽を有している近隣の鮪立漁港に水揚げすることにしたことから，大きく属地水揚量が，この表で見ますと平成 1 3 年に 1 4 2 t だったものが 1 7 年が 1 3 t ということで，カキ処理場が変わったことによって，大きく減っている状況にあります。しかしながら，登録漁船数については，1 3 年は 5 3 隻でありましたが 1 7 年は 5 4 隻と，ほぼ同じとなっております。そのような中で，この表でもう一つ言えるのは，属人水揚量が 1 4 2 t でありながら，1 7 年は 3 3 6 t と増加しています。簡単に言いますと，小鯖漁港の方々の水揚量は大きく増えているとここで言えると思います。このような状況の変化に伴いまして，費用対効果の算定の影響ですが，費用対効果の算定は，岸壁等の整備に伴う漁船耐用年数の延長で計上しております。そこでは利用漁船数が直接影響して参ります。この場合ですと，事

業着手時においては、平成23年を想定しておりまして、利用漁船数を306隻と想定しましたが、カキの水揚げ場所の変更によりまして、大きく減少いたしました。17年の実績においてもこの表から見ると304隻から201隻と大きく減っている訳ですけれども、それを平成23年度における費用対効果を再度見直しいたしました。その時の想定の利用漁船数は164隻ということで再度費用対効果を算出しております。その結果が3ページの表になりますが、総建設費が当初1億6千万円に対して1億9百万円ということで減少していることから、便益も1,380万円から1千万円ということで減額になっております。その結果、費用対効果については、当初の1.8に対して、1.79ということになっております。

そこで、施設の有効性ですが、使用不能な状況にあった係船岸の機能回復が図られまして、現在は利用者は安全かつ効率的な漁業活動を行うことができていることから、施設の目的は発現していると考えられます。完成後の写真として9ページを御覧ください。現在の状況でございますけれども、このような形で利用されております。

総合評価につきましては、先ほど申し上げました有効性と同様の内容ですので、以上で終わります。

森杉部会長      ありがとうございました。御審議の程お願いします。

沼倉委員      最後の事業の棧橋は施設整備事業でなく公共事業の範疇なんですか。施設整備事業と公共事業が制度の入り口のところで分かれるのですよね。

森杉部会長      施設整備事業の施設というのは、学校とかの箱物の方です。

沼倉委員      わかりました。あと感想を言えば、復旧治山事業のは非常に分かり易いです、書き方が。農道整備事業は満足度調査かなんかがあるのですか。総合評価のところで、満足度の高さが伺えるとあるのですが、こういう場合には満足度調査があるんでしょうかね。これが一応ちゃんとしたアカンタビリティ、説明責任を果たすものだとすると、やはり書くからには、ちゃんとした証拠がないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

むらづくり推進課 事務所を通して地元の区長、地元の人たちから聴いた意見でしか書いておりません。

沼倉委員      農道を造ってもらった人がそれを悪いとは言わないと思いますので、ここに書くほどの証拠力がないのであれば、ちょっと書き過ぎなのではないかと思います。さらに言えば、-3のところ、農道整備の効果ということで～という項目がありますが、これらもちゃんとしたアカンタビリティを説明する上の証拠力があるものに基づいているかどうか、希望的観測で書いているのではないかということです。ここでも例えば、耕畜連携による資源循環的な流れを構築することになるとなっていますが、ちゃんとした証拠があればこういうふうになったという書き方だと思うのですね。この辺、効果の算定のところで、こうあるべきだが

ら、当初の予定どおりのことを書くのでは無くて、それは本来の発現、実態を見て書いて欲しいというのがあります。まあ、全部が全部ではないのかもしれませんが、少ない情報は情報でしょうがないのですけれども、その中で実態を書いて欲しいということです。

森杉部会長 関連しまして、今のところで例えば、通作の利便性の向上とか、こういうやつはある程度カウントはもともと便益計算する時やっていますし、実現もしていると思うのですね。その辺の数字が少しある一定の交通量毎にあると、かなりここは分かりやすくなってくると思いました。

一方でもう一つ関連して、農道といのはものすごくもともとB/Cのやり方自身もいろいろともめているということを知っていますが、今回、国の方で普通の道路と農道と林道の統一的な計り方の見解をやるうという動きがあるということを知りましたが、そういうふうな苦労があるのも分かるんですけれども、例えばB/Cが1.05となってくると、これは本当に1程度の便益は出ているのだろうかというようなチェックは、むしろ積極的にお願いしたいと思うのですね、こういう時に。特にこういう数字が出ている場合には、やりにくいと思いますけれども、評価部会からの提案としては、むしろこういうクリティカルな事業こそ、本当にやるべきであったかどうか、もう一回チェックをお願いするという積極的な態度を事後評価でぜひともお願いしたいと思うのです。今の沼倉委員のおっしゃることに関連して、申し上げたんですけれども。

農村基盤計画課 農道事業の効果については、あくまでも農水省の補助事業の補助要項に沿って便益を算定しているのですが、これらの交通の利便性の効果については、今おっしゃるとおり、この事業については効果の検証をする必要があると思うのですが、今回の算定に当たりましては、時間も無かったもので検証をしておりませんでした。今後の事業の手法として、農道事業の効果の検証が必要だと思い、今、県の方でマニュアル作って検討していますので、それらを見ながら今後どのようにやっていくのかについて、この場でいろいろ検討した内容について報告させていただきたいと思います。

森杉部会長 わかりました。他にどうぞ。

治山事業はすっきりしていいですね。防災関係はこれでいいですね、基本的に。事後評価については、これ以上の情報は無理ですから。交通関係は大体もっと事後評価出来そうですね。そんなふうに分けたらいいと思います。漁港関係も含めて農道も含めて。このように2つに分けることができると思います。

すみません、また時間がオーバーしていますが、他にございませんか。

それでは、いろいろ意見をいただきましたが、恐らく事務局の方で適切に処理していただけたと思います。そういうことで、さっそくですが来年度はこれを実行するのですね。

行政評価室 来年度から制度化することに対して、この部会としての御意見を伺いたいということです。

森杉部会長 今日、議事録これ残っていると思いますので、その時に改めて今日問題になったことが上手く対応しているかとか、あるいは依然として問題だということが分かってくるとは思いますが、というふうなお約束程度で、これについては終わりたいと思います。よろしいですか。

行政評価室長 今日の審議の内容について、2月15日の行政評価委員会に部会長から意見具申していただきます。意見具申の内容につきましては、本日の審議内容を事務局でとりまとめまして、部会長と相談した上で、意見具申の内容を決めたいと思います。それでよろしいでしょうか。

森杉部会長 分かりました。そういうことですが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

森杉部会長 ありがとうございました。  
それでは、最後の議題です。説明をお願いします。

行政評価室長 資料6になります。平成19年度の部会の進め方になりますが、まず1の審議事項ですが、平成19年度公共事業再評価の対象予定事業につきましては、14事業を予定しております。今年度は33事業でしたので半分程度の事業数になります。事業種の内訳としましては表のとおりでございます。再評価の対象区分としては、2事業が再々評価となります。

審議の進め方につきましては、2の部会開催スケジュールのとおりと今のところはしていますが、詳細につきましては、来年度の第1回部会において御審議いただくこととしております。

県民意見の聴取については、記載のとおりスケジュールとしています。

森杉部会長 ありがとうございました。私わかっていなかったのですが、我々は全員オーケーならば、全員引き続き委員を継続していただけるということになっているのですね。ということになっていますので、私はそういうつもりではありませんでしたという場合は、本日が最後になりますが、引き続き来年もよろしくをお願いします。以上です。

行政評価室長 委員の任期は18年4月から3箇年となっておりますので、よろしく申し上げます。

森杉部会長 ということですので、来年もよろしくをお願いします。

司 会 最後に先ほどと重複しますが、2月15日の行政評価委員会に部会長、田中副部会長、沼倉委員に御出席いただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、平成18年度第6回公共事業評価部会を終了させていただきます。ありがとうございました。



宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 高 橋 千 代 恵 印

議事録署名人 徳 永 幸 之 印